条 例 議 案 の 概 要

一令和2年4月臨時会一

目 次

議案第	65	号	盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例について・・・・・・・ 1
議案第	66	号	専決処分につき承認を求めることについて・・・・・・・・ 5
			(盛岡市市税条例の一部を改正する条例)
議案第	67	号	専決処分につき承認を求めることについて・・・・・・・・・22
			(盛岡市新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例)

議案第 65 号

盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改定の趣旨

給与等の支払いを受けている新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し、傷病手 当金を支給しようとするものである。

2 改正の内容

国民健康保険法(昭和33年法律第 192号) 第58条第2項に基づき,傷病手当金の支給に必要な要件を規定する。

(1) 対象者

給与等の支払いを受けている国民健康保険被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

(2) 支給対象となる日

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以後の労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日

(3) 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除して得た金額の3分の2の額^(※)に支給対象となる日数を乗じた額

※ 健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を上限とする。

(4) 適用期間

上記(2) の支給対象となる日が、令和2年1月1日から規則で定める日(令和2年9月30日の予定) までの間に属し、療養のため労務に服することができない期間(入院が継続する場合は、最長1年6月)。

3 施行期日

公布の日

4 その他

後期高齢者医療に係る傷病手当金については、岩手県後期高齢者医療広域連合の条例改正後に、

専決処分により盛岡市後期高齢者医療に関する条例第2条「市において行う事務」の中に当該支 給事務を加える改正を予定している。 改正後 改正前

○盛岡市国民健康保険条例

昭和34年3月30日条例第8号

改正 略

令和2年 月 日条例第 号

盛岡市国民健康保険条例

第1条及び第2条 略

(出産育児一時金) 第3条 被保険者が出産したときは,当該被保険者の属する世帯の世帯主に<mark>第3条及び第4条 削除</mark>

対し,出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし,健康保険法 施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認 められるときは, 40万4,000円に, 3万円を超えない範囲内で規則で定める 額を加算する。

前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき 健康保険法(大正11年法律第70号),船員保険法(昭和14年法律第73号) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し 又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。) 又は地方公務員等 共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によつて,これに相当する給付 を受けることができる場合には,行わない。 (葬祭費)

第4条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費 として3万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず,葬祭費の支給は,同一の死亡につき,健康保 険法,船員保険法,国家公務員共済組合法,地方公務員等共済組合法又は 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) の規定によつて これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

○盛岡市国民健康保険条例

昭和34年3月30日条例第8号

改正 略

盛岡市国民健康保険条例

第1条及び第2条 略

(出産育児一時金)

第 5 条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第 1 項に規定する<mark>第 5 条 被保険者が出産したときは,当該被保険者の属する世帯の世帯主に</mark> 給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。) 対し、出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、健康保険法

> 改正後 改正前

を除く。次項及び次条において同じ。)の支払いを受けている被保険者が 療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症 (新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) 附則第1 条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。) に感染したとき又は発熱等の症状があることにより新型コロナウイルス愿 染症の感染が疑われるときに限る。)は,その労務に服することができな くなつた日から起算して3日を経過した日(当該3日を経過した日が令利 2年1月1日から規則で定める日までの期間に属する場合に限る。)から 労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた 日について、傷病手当金を支給する。

傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する 月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入金額の合計額を就労日数で 除して得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、 5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとす る。) の3分の2に相当する金額(その金額に,50銭未満の端数があると きはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に 切り上げるものとする。)とする。ただし,その金額が健康保険法第40条 第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1 に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、 5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとす る。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があると きはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に 切り上げるものとする。)を超える場合にあつては、当該金額とする。

傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を 超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給 与等との調整)

ことにより新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与 等の全部又は一部を受けることができる被保険者に対しては,これを受け

施行令 (大正15年勅令第243号) 第36条ただし書に規定する出産であると認 められるときは,40万4,000円に,3万円を超えない範囲内で規則で定める 額を加算する。

2 前項の規定にかかわらず,出産育児一時金の支給は,同一の出産につき 健康保険法(大正11年法律第70号),船員保険法(昭和14年法律第73号) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し 又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等 共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によつて,これに相当する給付 を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状がある第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費 として3万円を支給する。

改正後 改正前

ることができる期間は,傷病手当金を支給しない。ただし,その受けるこ とができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少力 いときは、その差額を支給する。

- 2 前項に規定する被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保 又は発熱等の症状があることにより新型コロナウイルス感染症の感染が疑し険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は われる場合において、その受けることができるはずであつた給与等の全部 又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金 <mark>の全額,その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた</mark>額 が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給す る。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは その額を支給額から控除する。
- 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所

の事業主から徴収する。 第7条から第12条まで 略

附 則 略

附 則(令和2年条例第 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第7条から第12条まで 略 附則

【附則第2項】盛岡市国民健康保険出産費資金貸付基金条例 新旧対照表

改正後

○盛岡市国民健康保険出産費資金貸付基金条例

平成13年3月29日条例第12号

改正 略

令和2年 月 日条例第 号

盛岡市国民健康保険出産費資金貸付基金条例

第1条及び第2条 略

(貸付対象)

- 第3条 資金は,市が行う国民健康保険の被保険者(以下「被保険者」とい<mark>第3条 資金は,市が行う国民健康保険の被保険者(以下「被保険者」とい</mark> 育児一時金(盛岡市国民健康保険条例(昭和34年条例第8号) 第3条の規 定により支給される出産育児一時金をいう。以下同じ。)の支給を受ける ことが見込まれる世帯主に限る。) に対して貸し付けるものとする。
 - (1) 出産予定日の1月前の日(同日前に出産した者にあっては、当該出 産した日)から出生の届出の日その他の規則で定める日までの間にある
 - (2) 妊娠4月から出産予定日の1月前の日の前日までの間にある者(同 日以前に出産した者を除く。)で、出産に要する費用について医療機関 等(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第36条第3項に規定する保 険医療機関若しくは保険薬局又は保健師助産師看護師法(昭和23年法律 第203号) 第3条に規定する助産師をいう。) から請求を受け、又は当該 請求を受けた費用を支払ったもの
- 第4条から第10条まで 略

附 則 略

附 則(令和2年条例第 号)

の条例は,公布の日から施行する

改正前

○盛岡市国民健康保険出産費資金貸付基金条例

平成13年3月29日条例第12号

改正 略

盛岡市国民健康保険出産費資金貸付基金条例

第1条及び第2条 略

(貸付対象)

- う。) で次の各号のいずれかに該当するものの属する世帯の世帯主(出産) う。) で次の各号のいずれかに該当するものの属する世帯の世帯主(出産) 育児一時金(盛岡市国民健康保険条例(昭和34年条例第8号)<mark>第5条</mark>の規 定により支給される出産育児一時金をいう。以下同じ。)の支給を受ける ことが見込まれる世帯主に限る。) に対して貸し付けるものとする。
 - (1) 出産予定日の1月前の日(同日前に出産した者にあっては、当該出 産した日)から出生の届出の日その他の規則で定める日までの間にある
 - (2) 妊娠4月から出産予定日の1月前の日の前日までの間にある者(同 日以前に出産した者を除く。) で、出産に要する費用について医療機関 等(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第36条第3項に規定する保 険医療機関若しくは保険薬局又は保健師助産師看護師法(昭和23年法律 第203号) 第3条に規定する助産師をいう。) から請求を受け、又は当該 請求を受けた費用を支払ったもの

第4条から第10条まで 略

附 則 略

財政部 市民税課 資産税課 市民部 健康保険課

議案第 66 号

専決処分につき承認を求めることについて(盛岡市市税条例の一部を改正する条例)

1 改正の趣旨

第 201回通常国会において「地方税法等の一部を改正する法律案」が、可決、成立し公布されたことに伴い、盛岡市市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 179条第1項の規定に基づく専決処分により改正したものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

- ア 令和3年度から寡夫及び単身児童扶養者(ひとり親)に対しても特別寡婦と同一要件による30万円の所得控除が予定されていることから、給与所得者及び年間所得が38万円以上となる公的年金等受給者が毎年最初の給与等の支給を受ける前日までに提出することとされている「扶養親族申告書」において、単身児童扶養者である場合に記載する欄の記入を要しないこととする。
- イ 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の期限を3年延長し令和6年度までとする。
- ウ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の 特例の期限を3年延長し令和5年度までとする。
- エ その他 法令等の改正に伴う引用条項の整備等を行う。
- (2) 固定資産税·都市計画税関係
 - ア 日本郵便株式会社が所有する固定資産のうち日本郵政公社から承継された固定資産に係る 課税標準の特例措置廃止に伴い条項を改める。
 - イ 地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)について
 - (ア) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例について、対象となる装置等の見直し(有機溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置の適用対象の除外等)により条項を改める。
 - (イ) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例について、対象となる 発電設備(出力 5,000kw以上の水力発電設備)の特例割合を3分の2から4分の3に改め る。

ウ その他 法令等の改正に伴う引用条項の整備等を行う。

(3) 市たばこ税関係

輸出等にかかる市たばこ税の課税免除の適用について、申告書への課税免除事由に該当する ことを証する添付書類を不要とする等、手続きの簡素化を行う。

(4) 国民健康保険税関係

ア 基礎課税額に係る課税限度額を現行の61万円から63万円に引き上げる。

介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の16万円から17万円に引き上げる。

後期高齢者支援金等課税額については、現行のまま据え置きとなる。

区分	改正前	改正後
基礎課税額 (医療給付費等課税額)	61万円	63万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	変更なし
介護納付金課税額	16万円	17万円

イ 低所得者に対する保険税軽減の対象世帯を拡大する。

前年の所得が基準以下の世帯に対しては、均等割額と平等割額が軽減される。

区 分	改正前	改正後
7割軽減	33万円	変更なし
5割軽減	33万円+28万円×被保険者数	33万円+28.5万円×被保険者数
2割軽減	33万円+51万円×被保険者数	33万円+ <u>52万円</u> ×被保険者数

3 施行期日

令和2年4月1日

○盛岡市市税条例

昭和25年9月1日条例第16号

改正 略

合和2年3月31日条例第28号

盛岡市市税条例

目次及び第1条から第38条の2まで 略

(個人の市民税に係る給与所得者の<mark>扶養親族申告書</mark>

書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」とい う。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき 同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」とい う。) から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに, 施行規則で定 めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者 を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 扶養親族の氏名

(3) その他施行規則で定める事項

- 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与2 所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に 記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2 第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける 日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他 施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、 市長に提出しなければならない。

○盛岡市市税条例

昭和25年9月1日条例第16号

改正 略

盛岡市市税条例

目次及び第1条から第38条の2まで 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第38条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告第38条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告 書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」とい う。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき 同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」とい う。) から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに, 施行規則で定 めるところにより, 次に掲げる事項を記載した申告書を, 当該給与支払者 を経由して、市長に提出しなければならない。

改正前

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨
- (4) その他施行規則で定める事項

前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与 所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に 記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2 第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける 日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他 施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、 市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経

改正後

由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された 日に市長に提出されたものとみなす。

- すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務 署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該 申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき 事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の 技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項に おいて同じ。)により提供することができる。
- 支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」 と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第38条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する第38条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する 申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定す る公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以 下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて, 扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者

(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内 に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定す る公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定 めるところにより,次に掲げる事項を記載した申告書を,当該公的年金等 支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名

改正前

由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された 日に市長に提出されたものとみなす。

- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由 すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務 署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該 申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき 事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の 技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項に おいて同じ。)により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、 同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与」 同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与 支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」 と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

- 申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定す る公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以 下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、 扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養 者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内 に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定す る公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定 めるところにより,次に掲げる事項を記載した申告書を,当該公的年金等 支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その

改正前

(3) その他施行規則で定める事項

- 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支2 払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がそ の年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法 第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がない ときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の 6 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則 で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記 載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の 3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。
- 3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由3 すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理さ れた日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべ4 き公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所 轄税務署長の承認を受けている場合には,施行規則で定めるところにより, 当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に 記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、 同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的 年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を 受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 第38条の3から第45条の4の6まで 略

(法人の市民税の申告納付)

項,第2項,第4項,第19項,第22項及び第23項の申告書(第10項,第11



その他施行規則で定める事項

- 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支 払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がそ の年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法 第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がない ときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の 6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則 で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記 載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の 3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。
- 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由 すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理さ れた日に市長に提出されたものとみなす。
- 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべ き公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所 轄税務署長の承認を受けている場合には,施行規則で定めるところにより, 当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に 記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、 同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的 年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を 受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 第38条の3から第45条の4の6まで 略

(法人の市民税の申告納付)

第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1|第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1 項,第2項,第4項,第19項,第22項及び第23項の申告書(第10項,第11 項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、

改正後

第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定に よる納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出 し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によ り提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4 様式による納付書により納付しなければならない。

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下 この条において「内国法人」という。)が,租税特別措置法<mark>第66条の7第</mark> 5項及び第11項 又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場 合には、法第321条の8第24項及び施行会第48条の12の2に規定するところ により、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から 控除する。
- 条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の 8 第25項及び施行令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき 額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が,外国の法人税等を課された場合には,法第3214 内国法人又は外国法人が,外国の法人税等を課された場合には,法第321 条の8第26項及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき 額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金 に係る同条第1項,第2項,第4項又は第19項の納期限(納期限の延長が あつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該申 告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において,当該申 告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)まで の期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間につい ては、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額 を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければな

改正前

第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定に よる納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出 し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によ り提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4 様式による納付書により納付しなければならない。

- この条において「内国法人」という。)が,租税特別措置法<mark>第66条の7第</mark> 4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場 合には、法第321条の8第24項及び施行令第48条の12の2に規定するところ により、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から 控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第683 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68 条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の 8 第25項及び施行令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき 額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
 - 条の8第26項及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき 額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第22項の申告書(同条第21項の申告書を含む。以下この項5 法第321条の8第22項の申告書(同条第21項の申告書を含む。以下この項 において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金 に係る同条第1項, 第2項, 第4項又は第19項の納期限(納期限の延長が あつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該申 告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において,当該申 告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)まで の期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間につV ては、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額 を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければな

- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は6 第19項の申告書を提出した日 (当該申告書がその提出期限前に提出された 場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条 第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を 免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるへ きことを予知して当該申告書を提出した場合を除き, 当該1年を経過する 日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用 がある場合において, 当該申告書がその提出期限前に提出されたときは, 当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間が ら控除する。
- 第5項の場合において、法第321条の8第22項の申告書(以下この項にお7 いて「修正申告書」という。) の提出があつたとき (当該修正申告書に係 る市民税について同条第1項,第2項,第4項又は第19項の申告書(以下 この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該 当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類する ものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、 当該修正申告書が提出されたときに限る。) は、当該修正申告書の提出に より納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する 税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、 前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により 市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による 更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行 令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期 間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
 - (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(そ の日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には, 当該納期 限) の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は 第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された 場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条 第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を 免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるへ きことを予知して当該申告書を提出した場合を除き, 当該1年を経過する 日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用 がある場合において, 当該申告書がその提出期限前に提出されたときは, 当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間か ら控除する。

改正前

- 第5項の場合において、法第321条の8第22項の申告書(以下この項にお いて「修正申告書」という。) の提出があつたとき (当該修正申告書に係 る市民税について同条第1項,第2項,第4項又は第19項の申告書(以下 この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該 当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正 (これに類する ものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、 当該修正申告書が提出されたときに限る。) は、当該修正申告書の提出に より納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する 税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、 前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により 市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による 更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行 令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期 間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(そ の日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には, 当該納期 限) の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

改正後

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づ くもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税 に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。) によるも

のである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1 年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の 8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出 期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

- 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係8 る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144 条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1 項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条 の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項に おいて同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規 定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り, 当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付 すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適 用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。
- 9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する9 義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの が、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人と の間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全 支配関係をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第4項において同 じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人を いう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第4項において同じ。) (連 結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第45条の 7の2第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第 4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321の8第4 項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第45条の7の2第4項

改正前

- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が,更正の請求に基金) くもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税 に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。) によるも のである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1 年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の 8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出 期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間
- 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係 る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144 条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1 項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条 の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項に おいて同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規 定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り, 当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付 すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適 用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。
- 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する 義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの が,同条第4項の規定の適用を受ける場合には,当該法人及び当該法人と の間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全 支配関係をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第4項において同 じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人を いう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第4項において同じ。) (連 結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第45条の 7の2第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第 4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321の8第4 項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第45条の7の2第4項

において同じ。) の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当 する期間に限る。第45条の7の2第4項において同じ。)に限り、当該連 結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額 及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額につ いて法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして,第14 条の規定を適用することができる。

- lo 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は,第1項の規10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は,第1項の規 定により納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告につ いては、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるとこ ろにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12 項において「申告書記載事項」という。)を,法第762条第1号に規定する 地方税関係手続用電子情報処理組織(第13項において「地方税関係手続用 電子情報処理組織」という。)を使用し、かつ、地方税共同機構を経由し て行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
- 載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに 基づく規則の規定を適用する。
- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は,申告書記載事項が法第762<mark>1</mark>2 第10項の規定により行われた同項の申告は,申告書記載事項が法第762 条第1号の地方税共同機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。) に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみな
- 13 第10項の内国法人が,電気通信回線の故障,災害その他の理由により地13 第10項の内国法人が,電気通信回線の故障,災害その他の理由により地 方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められ る場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することが できると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書 を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間 内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法 第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出

改正前

において同じ。) の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当 する期間に限る。第45条の7の2第4項において同じ。)に限り、当該連 結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額 いて法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第14 条の規定を適用することができる。

- 定により納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告につ いては、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるとこ ろにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12 項において「申告書記載事項」という。)を,法第762条第1号に規定する 地方税関係手続用電子情報処理組織(第13項において「地方税関係手続用 電子情報処理組織」という。)を使用し、かつ、地方税共同機構を経由し て行う方法により市長に提供することにより, 行わなければならない。
- 11 前項の規定により行われた同項の申告については,申告書記載事項が記11 前項の規定により行われた同項の申告については,申告書記載事項が記 載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに 基づく規則の規定を適用する。
 - 条第1号の地方税共同機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。) に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみな す。
 - 方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められ る場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することが できると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書 を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間 内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法 第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出

改正後

した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長 の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税 申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限 までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行 う同項の申告についても, 同様とする。

- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は,同項前段の規定の適用を14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は,同項前段の規定の適用を 受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようと する期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定め る書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提 出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は,第10項の申告につき第13l5 第13項の規定の適用を受けている内国法人は,第10項の申告につき第13 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行 規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- l6 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき,法第321条の8第l6 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき,法第321条の8第 51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届 出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申 告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、 同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の 3第2項において準用する場合を含む。) の処分があつたときは、これら の届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行 う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当 該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限 りでない。

第45条の6から第45条の18まで 略

(固定資産税の納税義務者等)

改正前

した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長 の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税 申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限 までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行 う同項の申告についても, 同様とする。

- 受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようと する期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定め る書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提 出しなければならない。
- 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行 規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届 出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申 告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、 同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき,第15項の届出書17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき,第15項の届出書 の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の 3第2項において準用する場合を含む。) の処分があつたときは、これら の届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行 う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当 該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限 りでかい

第45条の6から第45条の18まで 略

(固定資産税の納税義務者等)

第46条 固定資産税は,固定資産(土地,家屋及び償却資産をいう。以下固第46条 固定資産税は,固定資産(土地,家屋及び償却資産をいう。以下固

定資産税について同じ。) に対し、その所有者(質権又は100年より永い存 続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は 地上権者とする。以下固定資産税について同じ。) に課する。

- 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税2 台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律 (昭和37年法律第69号) 第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4 条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。) については、 当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」とい う。)とする。以下固定資産税について同じ。)として登記又は登録され ている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されてい る個人が賦課期日前に死亡しているとき若しくは所有者として登記又は登 録されている法人が同日前に消滅しているとき又は所有者として登記され ている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなつているときは、同 日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。
- 3 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者3 として登録されている者をいう。
- 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不 4 明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資 産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。
- 農地法(昭和27年法律第229号)第45条第1項若しくは農地法等の一部を 5 改正する法律(平成21年法律第57号)附則第8条第1項の規定によりなお 従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法第78 条第1項の規定によつて農林水産大臣が管理する土地又は旧相続税法(昭 和22年法律第87号)第52条,相続税法(昭和25年法律第73号)第41条,所 得税法の一部を改正する法律(昭和26年法律第63号)による改正前の所得 税法第57条の4,戦時補償特別措置法(昭和21年法律第38号)第23条若し くは財産税法(昭和21年法律第52号)第56条の規定によつて国が収納した 農地については、買収し、又は収納した日から国が当該土地又は農地を他

改正前

定資産税について同じ。) に対し、その所有者(質権又は100年より永い有 続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は 地上権者とする。以下固定資産税について同じ。) に課する。

- 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税 台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律 (昭和37年法律第69号) 第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4 条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。) については、 当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」とい う。)とする。以下固定資産税について同じ。)として登記又は登録され ている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されてい る個人が賦課期日前に死亡しているとき若しくは所有者として登記又は登 録されている法人が同日前に消滅しているとき又は所有者として登記され ている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなつているときは、同 日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。
- 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者 として登録されている者をいう。
- 固定資産の所有者の所在が震災, 風水害, 火災その他の事由によつて不 明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資 産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。
- 農地法(昭和27年法律第229号)第45条第1項若しくは農地法等の一部を 改正する法律(平成21年法律第57号)附則第8条第1項の規定によりなお 従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法第78 条第1項の規定によつて農林水産大臣が管理する土地又は旧相続税法(昭 和22年法律第87号)第52条,相続税法(昭和25年法律第73号)第41条,所 得税法の一部を改正する法律(昭和26年法律第63号)による改正前の所得 税法第57条の4,戦時補償特別措置法(昭和21年法律第38号)第23条若し くは財産税法(昭和21年法律第52号)第56条の規定によつて国が収納した 農地については、買収し、又は収納した日から国が当該土地又は農地を他

改正後

人に売り渡し、その所有権が売渡しの相手方に移転する日までの間は、そ の使用者をもつて、その日後当該売渡しの相手方が登記簿に所有者として 登記される日までの間は、その売渡しの相手方をもつてそれぞれ第1項の 所有者とみなす。

- 6 十地区画整理法(昭和29年法律第119号)による十地区画整理事業(密集6 市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号) 第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地 における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を 含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195 号) による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約 等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若し くは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称 する。) の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業 の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に 関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によつて 管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項にお いて「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮 使用地について使用し, 又は収益することができることとなつた日から換 地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮 換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は 土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて、仮 使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の 仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第 1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の 公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は 保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地 を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

改正前

人に売り渡し, その所有権が売渡しの相手方に移転する日までの間は, の使用者をもつて、その日後当該売渡しの相手方が登記簿に所有者として 登記される日までの間は、その売渡しの相手方をもつてそれぞれ第1項の 所有者とみなす。

- 十地区画整理法(昭和29年法律第119号)による十地区画整理事業(密集 市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号) 第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地 における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を 含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195 号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約 等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若し くは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称 する。)の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業 の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に 関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によつて 管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項にお いて「仮使用地」という。) がある場合においては、当該仮換地等又は仮 使用地について使用し, 又は収益することができることとなつた日から換 地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮 換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は 土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて、仮 使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の 仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第 1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の 公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は 保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地 を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。
- 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則<mark>第10</mark>7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則<mark>第10</mark>

<mark>その2の15</mark>で定めるものを含む。)であつて,家屋の所有者以外の者がそ の事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合し たことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下この項にお いて「特定附帯設備」という。) については、当該取り付けた者の事業の 用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつ て第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は 家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第46条の2から第50条まで 略

(固定資産税の課税標準)

- 第51条 基準年度(昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算し第51条 基準年度(昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算し て3年度又は3の倍数を経過するごとの年度をいう。以下同じ。)に係る 賦課期日に所在する土地又は家屋(以下「基準年度の土地又は家屋」とい う。) に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は 家屋の基準年度に係る賦課期日における価格(以下「基準年度の価格」と いう。)で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳(以下「土地課税台帳 等」という。) 又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳(以下「家屋 課税台帳等」という。) に登録されたものとする。
- いう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る 基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等又 は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は 家屋について第2年度の固定資産税の賦課期日において次の各号に掲げる 事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に よることが不適当であるか、又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく 均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して 課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する 土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋 課税台帳等に登録されたものとする。

改正前

<mark>条の2の12</mark>で定めるものを含む。)であつて,家屋の所有者以外の者がそ の事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合し たことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下この項にお いて「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の 用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつ て第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は 家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第46条の2から第50条まで 略

(固定資産税の課税標準)

- て3年度又は3の倍数を経過するごとの年度をいう。以下同じ。) に係る 賦課期日に所在する土地又は家屋(以下「基準年度の土地又は家屋」とい う。) に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は 家屋の基準年度に係る賦課期日における価格(以下「基準年度の価格」と いう。)で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳(以下「土地課税台帳 等」という。) 又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳(以下「家屋 課税台帳等」という。) に登録されたものとする。
- 2 基準年度の土地又は家屋に対して課する第2年度(基準年度の翌年度を2 基準年度の土地又は家屋に対して課する第2年度(基準年度の翌年度を いう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る 基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又 は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は 家屋について第2年度の固定資産税の賦課期日において次の各号に掲げる 事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に よることが不適当であるか、又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく 均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して 課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する 土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋 課税台帳等に登録されたものとする。

改正後

- (1) 地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情
- (2) 町村の区域の全部若しくは一部の区域の編入
- 3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第3年度(第2年度の翌年度(昭3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第3年度(第2年度の翌年度(昭 和33年度を除く。)をいう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は、当 該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価 格(第2年度において前項ただし書に掲げる事情があつたため同項ただし 書の規定によつて当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税 の課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下こ の項において同じ。) で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された ものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第3年度の固定資 産税の賦課期日において前項各号に掲げる事情があるため、基準年度の固 定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は 市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合 においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課 税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に 比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとす る。
- 4 第2年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋4 (以下「第2年度の土地又は家屋」という。) に対して課する第2年度の 固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基 準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録 されたものとする。
- 5 第2年度の土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標5 準は、当該十地又は家屋に係る第2年度の固定資産税の課税標準の基礎と なつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとす る。ただし、第2年度の土地又は家屋について、第3年度の固定資産税の 賦課期日において第2項各号に掲げる事情があるため,第2年度の固定資 産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適当であるか又は市内

改正前

- (1) 地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情
- (2) 町村の区域の全部若しくは一部の区域の編入
- 和33年度を除く。)をいう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は、当 該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価 格(第2年度において前項ただし書に掲げる事情があつたため同項ただし 書の規定によつて当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税 の課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下こ の項において同じ。) で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された ものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第3年度の固定資 産税の賦課期日において前項各号に掲げる事情があるため、基準年度の固 定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は 市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合 においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課 税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に 比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとす る。
- 第2年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋 (以下「第2年度の土地又は家屋」という。) に対して課する第2年度の 固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基 準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録 されたものとする。
- 第2年度の土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標 準は、当該土地又は家屋に係る第2年度の固定資産税の課税標準の基礎と なつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとす る。ただし、第2年度の土地又は家屋について、第3年度の固定資産税の 賦課期日において第2項各号に掲げる事情があるため、第2年度の固定資 産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は市内

を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合にお いては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標 準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準 する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

- 6 第3年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋に 6 対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類 似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又 は家屋課税台帳等に登録されたものとする。
- 7 償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当7 該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。
- を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定 にかかわらず, 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに 定める額とする。
- 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下こ9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下こ の項,第63条第1項第8号及び第64条の2において同じ。)に対して課す る固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11 項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となる べき価格の3分の1の額とする。
- いう。以下この項において同じ。) に対して課する固定資産税の課税標準 は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にか かわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価 格の6分の1の額とする。

(法<mark>第349条の3第27項</mark>等の条例で定める割合)

第51条の2 法<mark>第349条の3第27項</mark>に規定する割合は,3分の1とする。

- 2 法<mark>第349条の3第28項</mark>に規定する割合は,3分の1とする。
- 法<mark>第349条の3第29項</mark>に規定する割合は、3分の1とする。

改正前

を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合にお いては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標 準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準 する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

- 第3年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋に 対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類 似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又 は家屋課税台帳等に登録されたものとする。
- 償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当 該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。
- 8 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用8 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用 を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定 にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに 定める額とする。
 - の項,第63条第1項第8号及び第64条の2において同じ。)に対して課す る固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12 項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となる べき価格の3分の1の額とする。
- 10 小規模住宅用地 (法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地を10 小規模住宅用地 (法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地を いう。以下この項において同じ。) に対して課する固定資産税の課税標準 は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にか かわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価 格の6分の1の額とする。

(法<mark>第349条の3第28項</mark>等の条例で定める割合)

第51条の2 法<mark>第349条の3第28項</mark>に規定する割合は、3分の1とする。

- 2 法<mark>第349条の3第29項</mark>に規定する割合は、3分の1とする。
- 法第349条の3第30項に規定する割合は、3分の1とする。

改正後 改正前

第51条の3から第87条まで 略

(たばこ税の課税免除)

第88条 卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡第88条 卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡 し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに 対しては, たばこ税を免除する。

- 2 前項(法第 469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。以下: 項において同じ。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は 第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第90条第1項又 は第2項の規定による申告書に前項の適用を受けようとする製造たばこん 係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定す る書類を保存している場合に限り、適用する。
- 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規2 定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する 書類を提出している場合に限り、適用する。
- <mark>4</mark> 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき,法第469<mark>3</mark> 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき,法第469 条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売 渡しをし, 又は消費等をした場合には, 当該製造たばこについて, 当該輸 出業者を卸売販売業者等とみなして、第84条の2の規定を適用する。

第89条 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第90条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節にお第90条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節にお いて「申告納税者」という。) は、毎月末日までに、前月の初日から末日 までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本 数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課 税標準数量に対するたばこ税額,第88条第1項の規定により免除を受けよ うとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るた ばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつ

第51条の3から第87条まで 略

(たばこ税の課税免除)

し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに 対しては, たばこ税を免除する。

の規定

は、卸売販売業者等が市長に施行規則<mark>第16条の2の3</mark>に規定する書 類を提出しない場合には、適用しない。

条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売 渡しをし, 又は消費等をした場合には, 当該製造たばこについて, 当該輸 出業者を卸売販売業者等とみなして、第84条の2の規定を適用する。

第89条 略

(たばこ税の申告納付の手続)

いて「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日 までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本 数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課 税標準数量に対するたばこ税額,第88条第1項の規定により免除を受けよ うとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るた ばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっ ては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した ては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した

施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係 る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなけれ ばならない。この場合において、当該申請書には、第88条第3項に規定す る書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量について の明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければな らない。

2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等2 が申告納税者である場合には、前項の規定によつて次表の左欄に掲げる月 に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げ る区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申 告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定に よる申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。

1月及び2月	3月
4月及び5月	6月
7月及び8月	9月
10月及び11月	12月

- を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当す る金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額そ の他の事項を記載した施行規則第34号の2の6様式による申告書を市長に 提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還 に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 4 申告納税者が法第475条第2項の規定により提出する修正申告書は、施行4 申告納税者が法第475条第2項の規定により提出する修正申告書は、施行 規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式によらなければならない。
- 5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1 5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1

改正前

施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係 る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなけれ ばならない。この場合において、当該申請書には、第88条第2項に規定す る書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量について の明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければな らない。

法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等 が申告納税者である場合には、前項の規定によって次表の左欄に掲げる月 に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げ る区分に応じ, 同表の右欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申 告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定に よる申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。

1月及び2月	3月
4月及び5月	6月
7月及び8月	9月
10月及び11月	12月

- 3 次条第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の 3 次条第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の 規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出 規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出 を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当す る金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額そ の他の事項を記載した施行規則第34号の2の6様式による申告書を市長に 提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還 に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16号の5様式による書類を添付しなければならない。
 - 規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式によらなければならない。
- 項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納 項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納

改正後

期限。第93条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日 数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの 期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して, 施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならな

第91条から第131条まで 略

(都市計画税の納税義務者等)

- 第132条 都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区第132条 都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区 画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都 市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定された区域のうち同 法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、 その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。
- 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準と 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準と なるべき価格(法<u>第349条の3第9項から第11項まで,第21項から第23項ま</u> <mark>第25項,第27項から第30項まで,第32項又は第33項</mark>の規定の適用を受 ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を 乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る 固定資産税について法第343条において所有者とされ,又は所有者とみなさ れる者をいう。
- 3 法第349条の3の2第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する都3 法第349条の3の2第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する都 市計画税の課税標準は、第1項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市 計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。
- 4 法第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都4 法第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都 市計画税の課税標準は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に 係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

第133条から第138条まで 略

(保険税の課税額)

改正前

期限。第93条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日 数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの 期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、 施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならな

(都市計画税の納税義務者等)

- 画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都 市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定された区域のうち同 法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、 その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。
- なるべき価格(法<mark>第349条の3第10項から第12項まで,第22項から第24項ま</mark> で,第26項,第28項から第31項まで,第33項又は第34項の規定の適用を受 ける土地又は家屋にあつては, その価格にそれぞれ当該各項に定める率を 乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る 固定資産税について法第343条において所有者とされ、又は所有者とみなさ れる者をいう。
- 市計画税の課税標準は、第1項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市 計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。
- 市計画税の課税標準は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に 係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

第133条から第138条まで 略

(保険税の課税額)

改正後 改正前

- 属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とす
 - (1) 基礎課税額(保険税のうち,国民健康保険費特別会計において負担 する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付 に要する費用のうち、 岩手県の国民健康保険に関する特別会計において 負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充て る部分を除く。) に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)
 - (2) 後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち,国民健康保険事業費納 付金の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別会計にお いて負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限 る。) に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)
 - (3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち,介護保 険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同 じ。) につき算定した介護納付金課税額(保険税のうち, 国民健康保険 事業費納付金の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別 会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限 る。) に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- く。) 及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得 割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、 当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とす
- 定する世帯主を除く。) 及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者に つき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算 額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高 齢者支援金等課税額は、19万円とする。

- 第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は,世帯主及びその世帯に第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は,世帯主及びその世帯に 属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とす る。
 - (1) 基礎課税額(保険税のうち,国民健康保険費特別会計において負担 する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付 に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において 負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充て る部分を除く。) に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)
 - (2) 後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち,国民健康保険事業費納 付金の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別会計にお いて負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限 る。) に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)
 - (3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち,介護保 険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同 じ。) につき算定した介護納付金課税額(保険税のうち, 国民健康保険 事業費納付金の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別 会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限 る。) に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除 く。) 及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得 割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、 当該合算額が61万円を超える場合においては、基礎課税額は、61万円とす
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項に規3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項に規 定する世帯主を除く。) 及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者に つき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算 額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高 齢者支援金等課税額は、19万円とする。

改正後 改正前

- 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世4 帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護 納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び 世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合 においては、介護納付金課税額は、17万円とする。
- 第140条から第146条の10まで 略

(保険税の減額)

- 第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額 は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得 た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円),同条第 3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及び工に掲げる額を減額して 得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに 同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得 た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額 レオス
 - (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円を超えない世帯に係る納税義務者
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138 条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万5,400円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万 6 730円
 - (イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円
 - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円
 - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について 4,340円

- 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世 帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護 納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び 世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合 においては、介護納付金課税額は、16万円とする。
- 第140条から第146条の10まで 略

(保険税の減額)

- は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得 た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円),同条第 3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して 得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに 同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得 た額(当該減額して得た額が<mark>16万円</mark>を超える場合には、<mark>16万円</mark>)の合算額 レオス
- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円を超えない世帯に係る納税義務者
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138 条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万5,400円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万 6 730円
 - (イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円
 - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円
 - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について 4,340円

- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円
 - (イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円
 - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,480円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加 算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除 < .)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138 条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万1,000円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万 1,950円
 - (イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円
 - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円
 - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について 3,100円
 - エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

改正前

- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円
 - (イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円
 - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,480円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円 を加 算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除 < ,)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138 条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万1,000円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万 1,950円
 - (イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円
 - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円
 - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について 3,100円
 - エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

改正後

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について

(イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円

3,550円

- (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3.350円
- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した 金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138 条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,400円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4 780円
 - (イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円
 - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円
 - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について1,240円
 - エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1 420円
 - (イ) 特定世帯 1世帯について 710円

改正前

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円
- (イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円
- (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円
- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した 金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138 条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,400円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に広じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4 780円
 - (イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円
 - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円
 - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について1.240円
 - エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1 420円
 - (イ) 特定世帯 1世帯について 710円

- 特定継続世帯 1世帯について 1,065円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円
- 第147条の2から第150条まで 略

附 則

第1条から第5条の6まで 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

- 第6条 昭和57年度から<mark>令和6年度</mark>までの各年度分の個人の市民税に限り、 法附則第6条第4項に規定する場合において,第38条第1項の規定による 申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで に提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申 告書を含む。次項において同じ。) に肉用牛の売却に係る租税特別措置法 第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき (これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある と市長が認めるときを含む。次項において同じ。) は、当該事業所得に係 る市民税の所得割の額を免除する。
- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に2 規定する場合において、第38条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却 に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関 する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の 所得割の額は、第35条から第36条の3まで、第36条の5から第36条の7ま で、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1 項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の 合計額とする。
- 3 前項の規定の適用がある場合における第36条の8第1項の規定の適用に3 前項の規定の適用がある場合における第36条の8第1項の規定の適用に

改正前

- (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1.280円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円
- 第147条の2から第150条まで 略

附則

第1条から第5条の6まで 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

- 第6条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、 法附則第6条第4項に規定する場合において、第38条第1項の規定による 申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで に提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申 告書を含む。次項において同じ。) に肉用牛の売却に係る租税特別措置法 第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき (これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある と市長が認めるときを含む。次項において同じ。) は、当該事業所得に係 る市民税の所得割の額を免除する。
- 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に 規定する場合において、第38条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却 に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関 する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の 所得割の額は、第35条から第36条の3まで、第36条の5から第36条の7ま で、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1 項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の 合計額とする。

改正後

ついては、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第6条第2 項」とする。

第7条及び第7条の2 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

- 第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は,2分の1と第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は,2分の1と する。
- 法附則第15条第2項第5号に規定する割合は、4分の3とする。
- 合は、3分の2とする。
- 4 法<mark>附則第15条第30項第1号ロ</mark>に規定する設備について同号に規定する割<mark>5</mark> 合は、3分の2とする。
- 合け 3分の2とする
- 合は、3分の2とする。
- 合は、4分の3とする。
- 合は、4分の3とする。
- 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する割
- 合は、2分の1とする。
- <u>11</u> 法<mark>附則第15条第30項第3号ロ</mark>に規定する設備について同号に規定する割<mark>12</mark> 法<mark>附則第15条第33項第3号ロ</mark>に規定する設備について同号に規定する割 合は、2分の1とする。

改正前

ついては、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第6条第2 項」とする。

第7条及び第7条の2 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

- 法附則第15条第2項第2号に規定する割合は、2分の1とする。
- 法<mark>附則第15条第2項第6号</mark>に規定する割合は、4分の3とする。
- 法<mark>附則第15条第30項第1号イ</mark>に規定する設備について同号に規定する割<mark>4 法附則第15条第33項第1号イ</mark>に規定する設備について同号に規定する割 合は、3分の2とする。
 - 法<mark>附則第15条第33項第1号ロ</mark>に規定する設備について同号に規定する割 合は、3分の2とする。
 - 6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する割 合は、3分の2とする。
- <mark>5</mark> 法<mark>附則第15条第30項第1号へ</mark>に規定する設備について同号に規定する割<mark>7</mark> 法<mark>附則第15条第33項第1号ニ</mark>に規定する設備について同号に規定する割 合は、3分の2とする。
- <mark>6</mark> 法<mark>附則第15条第30項第1号ニ</mark>に規定する設備について同号に規定する割<mark>8</mark> 法<mark>附則第15条第33項第1号ホ</mark>に規定する設備について同号に規定する割 合は、3分の2とする。
- <mark>7</mark> 法<mark>附則第15条第30項第2号イ</mark>に規定する設備について同号に規定する割<mark>9</mark> 法<mark>附則第15条第33項第2号イ</mark>に規定する設備について同号に規定する割 合は, 4分の3とする。
- <mark>8 法<mark>附則第15条第30項第2号ロ</mark>に規定する設備について同号に規定する割<mark>10</mark> 法<mark>附則第15条第33項第2号ロ</mark>に規定する設備について同号に規定する割</mark> 合は、4分の3とする。
- <mark>10</mark> 法<mark>附則第15条第30項第3号イ</mark>に規定する設備について同号に規定する割<mark>11</mark> 法<mark>附則第15条第33項第3号イ</mark>に規定する設備について同号に規定する割 合は、2分の1とする。
 - 合は、2分の1とする。

改正後 改正前

法<mark>附則第15条第30項第3号ハ</mark>に規定する設備について同号に規定する割13 合は、2分の1とする。

- 法<mark>附則第15条第34項</mark>に規定する割合は、3分の2とする。
- 法<mark>附則第15条第38項</mark>に規定する割合は、3分の1とする。
- 法<mark>附則第15条第39項</mark>に規定する割合は、3分の2とする。
- 法附則第15条第41項に規定する割合は、零とする。
- 法附則第15条の8第2項に規定する割合は、3分の2とする。

第7条の3から第8条まで 略

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

- 有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正 前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を 当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著し く均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税 の課税標準は、第51条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度 分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(同項に規定する修正価格を いう。) で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する<mark>令和元年度適用土地又は令和元年度</mark> <mark>類似適用土地</mark>であつて,<mark>令和2年度分</mark>の固定資産税について前項の規定の 適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課 税標準は、第51条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の 2第2項に規定する修正された価格をいう。) で土地課税台帳等に登録さ れたものとする。

第9条から第15条の2 略

(読麸担定)

項, 第29項, 第37項から第39項まで若しくは第44項

法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する害 合は、2分の1とする。

- 法附則第15条第38項に規定する割合は、3分の2とする。
- 法附則第15条第44項に規定する割合は、3分の1とする。
- 法附則第15条第45項に規定する割合は、3分の2とする。
- 法附則第15条第47項に規定する割合は、零とする。
- 法附則第15条の8第2項に規定する割合は、3分の2とする。

第7条の3から第8条まで 略

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

- 第8条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を|第8条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を 有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正 前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を 当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著し く均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税 の課税標準は、第51条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度 <mark>分</mark>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(同項に規定する修正価格を いう。) で土地課税台帳等に登録されたものとする。
 - 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度 類似適用土地であつて,<mark>平成32年度分</mark>の固定資産税について前項の規定の 適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課 税標準は、第51条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の 2第2項に規定する修正された価格をいう。) で土地課税台帳等に登録さ れたものとする。

第9条から第15条の2 略

(読替規定)

第15条の3 法附則第15条第1項,第13項,第18項,<mark>第20項</mark>,第22項,第24第15条の3 法附則第15条第1項,第13項,第18項,<mark>第21項</mark>,第22項,第24 又は 項, 第25項, 第27項, 第32項, 第43項から第45項まで若しくは第50項 又は 第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2 第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2

> 改正後 改正前

項中「又は<mark>第33項</mark>」とあるのは、「若しくは<mark>第33項又は</mark>附則第15条から 第15条の3まで」とする。

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計 画税の特例に関する用語の意義)

第16条 次条及び附則第17条の2第2項の「宅地等」とは法附則第17条第2第16条 次条及び附則第17条の2第2項の「宅地等」とは法附則第17条第2 号に、次条及び附則第17条の2第3項の「前年度分の都市計画税の課税標 準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18 条第6項に、附則第17条の2第1項、第3項及び第4項の「商業地等」と は法附則第17条第4号に、附則第17条の2第3項及び第4項並びに附則第 18条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第18条の「農地」 とは法附則第17条第1号に、附則第18条の「前年度分の都市計画税の課税 標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第 18条第6項に、附則第18条の2第1項及び第2項の「市街化区域農地」と は法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市 計画税の特例)

第17条 宅地等に係る平成30年度から<mark>令和2年度</mark>までの各年度分の都市計画第17条 宅地等に係る平成30年度から<mark>平成32年度</mark>までの各年度分の都市計画 税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の 当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に,当 該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該 宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を 受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。 以下同じ。) に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該 年度分の固定資産税について法第349条の3(<u>第18項</u>を除く。) 又は 附則 第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当 該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該 年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画

項中「又は<mark>第34項</mark>」とあるのは、「若しくは<mark>第34項又は法</mark>附則第15条から 第15条の3まで」とする。

(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計 画税の特例に関する用語の意義)

号に、次条及び附則第17条の2第3項の「前年度分の都市計画税の課税標 準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18 条第6項に、附則第17条の2第1項、第3項及び第4項の「商業地等」と は法附則第17条第4号に、附則第17条の2第3項及び第4項並びに附則第 18条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第18条の「農地」 とは法附則第17条第1号に、附則第18条の「前年度分の都市計画税の課税 標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第 18条第6項に、附則第18条の2第1項及び第2項の「市街化区域農地」と は法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

(宅地等に対して課する平成30年度から<mark>平成32年度</mark>までの各年度分の都市 計画税の特例)

税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の 当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当 該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該 宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を 受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。 以下同じ。) に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該 年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。) 又は法附則 第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当 該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該 年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画 税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には,当 税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には,当

該宅地等調整都市計画税額とする。

- 第17条の2 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<mark>令和</mark>第17条の2 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<mark>平</mark> 2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市 計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定 資産税について法第349条の3 (第18項を除く。) 又は 附則第15条から第 15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超 える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 2 前条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から<mark>令和2年度</mark>まで 2 の各年度分の宅地等調整都市計画税額は, 当該宅地等調整都市計画税額が, 当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10 分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法 第349条の3(<u>第18項</u>を除く。) <u>又は</u>附則第15条から第15条の3までの規 定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準 となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条 の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 3 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下の3 ものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額 は、前条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に 係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固 定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。) 又は 附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標 準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計 画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

該宅地等調整都市計画税額とする。

- 32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市 計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定 資産税について法第349条の3 (第19項を除く。) 又は法附則第15条から第 15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超 える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 前条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度まで の各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、 当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10 分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法 第349条の3(<u>第19項</u>を除く。) <u>又は法</u>附則第15条から第15条の3までの規 定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準 となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条 の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下の ものに係る平成30年度から<mark>平成32年度</mark>までの各年度分の都市計画税の額 は、前条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に 係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固 定資産税について法第349条の3 (第19項を除く。) 又は法附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標 準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計 画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

改正後

商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるもの4 に係る平成30年度から<mark>令和2年度</mark>までの各年度分の都市計画税の額は、前 条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課 税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年 度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。) 又は 附則第 15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当 該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計 画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計 画税の特例)

の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当 該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農 地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。) 又 は 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるとき は、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該 農地の当該年度の次表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄 に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計 画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農 地調整都市計画税額」という。) を超える場合には、当該農地調整都市計 画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1. 025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1. 075
0. 7未満のもの	1. 1

第18条の2から第22条まで 略

改正前

商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるもの に係る平成30年度から<mark>平成32年度</mark>までの各年度分の都市計画税の額は、前 条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課 税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年 度分の固定資産税について法第349条の3 (第19項を除く。) <mark>又は法</mark>附則第 15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当 該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計 画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から<mark>平成32年度</mark>までの各年度分の都市計 画税の特例)

第18条 農地に係る平成30年度から<mark>令和2年度</mark>までの各年度分の都市計画税第18条 農地に係る平成30年度から<mark>平成32年度</mark>までの各年度分の都市計画税 の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当 該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農 地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第19項を除く。) ス は法

附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるとき は、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該 農地の当該年度の次表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄 に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計 画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農 地調整都市計画税額」という。) を超える場合には、当該農地調整都市計 画税額とする

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

第18条の2から第22条まで 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係 る個人の市民税の課税の特例)

第22条の 2 昭和63年度から<mark>令和 5 年度</mark>までの各年度分の個人の市民税に限第22条の 2 昭和63年度から<mark>平成32年度</mark>までの各年度分の個人の市民税に限 り, 所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因 となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以 下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この 条において同じ。) をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のため の譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡を いう。) に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の 規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長 期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は,前条第1項の規定 にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金 額に規定する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期 譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額 の合計額

ア 48万円

- イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の 3に相当する金額
- 税に限り, 所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得 の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅 地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住 宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。) に該当す るときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金 額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、 当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、

改正前

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係 る個人の市民税の課税の特例)

り, 所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因 となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以 下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この 条において同じ。) をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のため の譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡を いう。) に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の 規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長 期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定 にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金 額に規定する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期 譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額 の合計額

ア 48万円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の 3に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から<mark>令和5年度</mark>までの各年度分の個人の市民2 前項の規定は、昭和63年度から<mark>平成32年度</mark>までの各年度分の個人の市民 税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得 の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅 地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住 宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。) に該当す るときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金 額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、 当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、

改正後

当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみ

の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第 33条の4まで,第34条から第35条の2まで,第36条の2,第36条の5,第 37条, 第37条の4から第37条の6まで, 第37条の8又は第37条の9の規定 の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅 地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲 渡に該当しないものとみなす。

第23条から第39条まで 略

附則略

附 則(令和2年条例第 号)

(施行期日)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 改正後の盛岡市市税条例(以下「新条例」という。)第38条の2の2第 1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。) 以後にま 払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項 に規定する申告書について適用する。
- 新条例第38条の2の3第1項の規定は、この条例の施行の日以後に支払 を受けるべき同項に規定する公的年金等について提出する同項に規定する 申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分 は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分 までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法 等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正

改正前

当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみ

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において,所得割3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において,所得割 の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第 33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第 37条, 第37条の4から第37条の6まで, 第37条の8又は第37条の9の規定 の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅 地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲 渡に該当しないものとみなす。

第23条から第39条まで 略

附則略

	改正後
	前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附
	則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税につい
	ては, なお従前の例による。
6	6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧
	法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して
	課する固定資産税については、なお従前の例による。
	(都市計画税に関する経過措置)
1	7 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の
	都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、
	<mark>なお従前の例による。</mark>
	(国民健康保険税に関する経過措置)
8	8 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和2年度以後の年度
	分の国民健康保険税について適用し, 令和元年度分までの国民健康保険税
	については、なお従前の例による。

議案第 67 号

専決処分につき承認を求めることについて(盛岡市新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改 正する条例)

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症に係る新型インフルエンザ等対策本部の名称に関する特例を設ける ため、盛岡市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年条例第21号)に附則を追加し、一部 改正するもの。

2 改正の内容

新型コロナウイルス感染症に対応するための対策本部を「新型コロナウイルス感染症対策本部」 と称するもの。

3 施行期日

公布の日

○盛岡市新型インフルエンザ等対策本部条例

○盛岡市新型インフルエンザ等対策本部条例 平成25年3月27日条例第21号

平成25年3月27日条例第21号

女正 令和2年4月9日条例第29号

盛岡市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は,新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第1条 この条例は,新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律 基づき、盛岡市新型インフルエンザ等対策本部(以下「新型インフルエン ザ等対策本部」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、「第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、 新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。
- 2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、 本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。
- の事務に従事する。
- 4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長、本部員のほか、必4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長、本部員のほか、必 要な職員を置く。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。 (会議)
- |絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の | 終調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の 会議を招集する。

盛岡市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第31号。以下「法」という。) 第37条において準用する法第26条の規定に 第31号。以下「法」という。) 第37条において準用する法第26条の規定に 基づき、盛岡市新型インフルエンザ等対策本部(以下「新型インフルエン ザ等対策本部」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。 (組織)

改正前

- 新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。
- 本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。
- 3 新型インフルエンザ等対策本部員 (副本部長であるものを除く。以下 「本 3 新型インフルエンザ等対策本部員 (副本部長であるものを除く。以下 「本 部員」という。)は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部 部員」という。)は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部 の事務に従事する。
 - 要な職員を置く。
 - 5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 第3条 本部長は,新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連第3条 本部長は,新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連 会議を招集する。
- 2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以 外の者を前項の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求め 外の者を前項の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求め

改正後	改正前
ることができる。	ることができる。
(숙대)	(中)

- 第4条 本部長は、必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等対策第4条 本部長は、必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等対策 本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。
- 第5条 前3条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し<mark>第5条 前3条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し</mark> 必要な事項は、本部長が定める。

附則

- この条例は、法の施行の日から施行する。
- 2 法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に関する この条例の規定の適用については、本則中「新型インフルエンザ等対策本 部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部」と,第1条中「盛 岡市新型インフルエンザ等対策本部」とあるのは「盛岡市新型コロナウイ ルス感染症対策本部」と,第2条第1項中「新型インフルエンザ等対策本 部長」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部長」と,同条第2 項中「新型インフルエンザ等対策副本部長」とあるのは「新型コロナウィ ルス感染症対策副本部長」と,同条第3項中「新型インフルエンザ等対策 本部員」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部員」とする。

附 則(令和2年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。

- 本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、法の施行の日から施行する。